

平成 27 年 3 月

暴力団排除条項の導入に伴う各種規定の一部改正について

J Aバンク広島では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、下記のとおり各種貯金規定に暴力団排除条項を盛り込んでおります。

暴力団排除条項とは、貯金者（またはこれから貯金取引を開始しようとする者）等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、組合の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。

J Aバンク広島では、今後とも犯罪利用口座の排除につとめてまいります。

【対象となる貯金規定】

普通貯金等各種貯金規定。詳細は右記のとおりとなります。

【改正内容】

暴力団排除条項の追加

1. 反社会的勢力との取引拒絶

当組合との各種貯金取引は、2. の(1)、(2)の①から⑥および(3)の①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、2. の(1)、(2)の①から⑥および(3)の①から⑤の一にでも該当すると当組合が判断する場合には、当組合は取引の開始をお断りするものとします。

2. 取引の停止、口座解約

次の各号の一にでも該当すると当組合が判断し、お客様との取引を継続することが不適切であると当組合が判断する場合には、当組合はお客様に通知することなく取引を停止し、またはお客様に通知することにより原契約を解除することができるものとします。

(1) 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

(3) 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

○一部改正後の規定をご希望の場合は、お取引の J A窓口へお問い合わせください。

○詳しい内容につきましては、お取引の J A窓口へお問い合わせください。

【対象となる貯金規定】

1. 平成 22 年 4 月以降条項導入規定

平成 24 年 12 月末までの規定	平成 25 年 1 月以降の規定
普通貯金規定	同左
決済用普通貯金規定	普通貯金無利息型（決済用）規定

2. 平成 22 年 10 月以降条項導入規定

平成 24 年 12 月末までの規定	平成 25 年 1 月以降の規定
総合口座取引規定	同左
決済用総合口座取引規定	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
納税準備貯金規定	同左
通知貯金規定（証書式・通帳式）	通知貯金規定
期日指定定期貯金規定（証書式・通帳式）	期日指定定期貯金
自動継続期日指定定期貯金規定（証書式・通帳式）	自動継続期日指定定期貯金規定
自由金利型定期貯金（M型）規定（証書式・通帳式）	スーパー定期貯金規定（単利型・複利型）
自動継続自由金利型定期貯金（M型）規定（証書式・通帳式）	自動継続スーパー定期貯金（単利型・複利型）
自由金利型定期貯金「大口定期」規定（証書式・通帳式）	大口定期貯金規定
自動継続自由金利型貯金「大口定期」規定（証書式・通帳式）	自動継続大口定期貯金規定
変動金利型定期貯金規定（証書式・通帳式）	変動金利定期貯金規定（単利型・複利型）
自動継続変動金利型定期貯金規定（証書式・通帳式）	自動継続変動金利定期貯金規定（単利型・複利型）
年金貯金Ⅰ型（一括預入）貯金規定	積立式定期貯金規定
年金貯金Ⅱ型（定額積立）貯金規定	
積立定期貯金規定	
積立定期貯金規定（法人口）	一般財形貯金規定
財産形成期日指定定期貯金	
財形年金貯金規定	同左
財形住宅貯金規定	同左
譲渡性貯金規定	同左
定期積金規定	定期積金規定
定期積金規定“満期分散式”	定期積金規定
	営農貯金規定
	出資予約貯金規定

J Aバンク広島

（J A広島市・J A呉・J A安芸・J A佐伯中央・J A広島中央・J A芸南・J A広島ゆたか・J A三原・J A尾道市・J A福山市・J A広島北部・J A三次・J A庄原）